

定例庁議次第

令和4年7月12日
役場2階大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 審議事項

なし

4. 報告事項

(1) 非公開

5. 議案事項

(1) 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定
について（建設課 笹沢課長）【資料番号2】

(2) 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設備助成事業 上ノ原浄水場改修工事請負
契約締結について（上下水道課 大澤課長）【資料番号3】

6. その他

7. 閉会

7月12日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議会提出案件（1. 議案）
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 建設課長 笹沢 邦男

【件 名】

吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について

【目 的】

太陽光発電事業について、周辺環境、景観及び近隣住民の生活等に対する影響を与えないよう、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止について規制をする条例を制定するもの。

【概 要】

1. 規制目的

自然環境、景観等と調和のとれた太陽光発電事業について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって町民の生活環境の保全に寄与することを目的とし、太陽光発電施設事業を規制する条例を制定する。

2. 規制対象事業

保全地区内において行う太陽光発電事業及び事業区域の面積が500平方メートルを超える太陽光発電事業。保全地区の範囲については、土地利用対策委員会の意見を聴取した後に決定する。

3. 許可基準

- ・事業区域の周辺地域における自然環境を害するおそれがないこと
- ・周辺地域の景観を阻害するおそれがないこと
- ・周辺地域において、土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこと 等

4. 手続き

事業者は、町との事前協議及び近隣住民等説明会を行った後、許可申請書を提出し許可を求める。

5. 公表

完了検査を行い許可内容に適合しない場合又は町が許可の取消しをした場合に、町は事業の中止や太陽光発電設備の除却等を命じることが出来る。その場合、町は当該

命令又は許可の取消しを受けた者の氏名、住所及び取消しの内容を公表することが出来る。

【施行日】

令和5年4月1日。

ただし、保全地区に関する規定のみ、令和4年10月1日とする。

【上程予定】

令和4年第3回定例会。

【備考】

なし

7月12日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議会提出案件（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 上下水道課長 大澤 正弘

【件 名】

令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設備助成事業 上ノ原浄水場改修工事請負契約締結について

【目 的】

上ノ原浄水場改修工事にあたり、請負者を選定し契約を締結するため、議会に上程するものです。

【概 要】

1. 工事名称 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道施設設置助成事業
上ノ原浄水場改修工事
2. 履行場所 渋川市伊香保町伊香保地内
3. 契約締結日 議会議決の日
4. 履行期間 議会議決の日の翌日から令和5年12月15日まで
5. 契約方法 条件付き一般競争入札
6. 予定価格 686,260,000円（消費税を含まない）
7. 落札金額 665,000,000円（消費税を含まない）
8. 落札率 96.9%
9. 契約金額 731,500,000円
（内消費税額 66,500,000円）
10. 補助金 有（国補助：防衛施設周辺民生安定施設整備助成事業）
11. 請負者 株式会社ヤマト 代表取締役 社長執行役員 町田 豊
12. 工事内容 配水池築造工事：（ステンレス製 596 m³）
管理棟築造工事：（RC造り）
急速ろ過機設置工事：（3基）
流量計室築造工事
その他、場内配管・電気設備工事・既施設等撤去工事・紫外線照射装置設置

【上程予定】

令和4年第4回臨時会

【備 考】